

税

◎税を考える週間  
11月11日(水)～17日(火)

パート収入と税

ID 10000813

▶パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割(5500円)が課税されます。

また、年収が100万円を超える方には、この均等割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円を超えると、所得税も課税されます。

◆配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある方の配偶者がパートで働く場合、パートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除』が受けられます。

また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、201万6000円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。ただし、配偶者控除と配偶

者特別控除を併用して受けることはできません。

また、扶養者の合計所得が1000万円を超える年には、配偶者控除・配偶者特別控除を受けることができません。

▼税務課

☎ 23-3509 FAX 23-0180



家屋を取り壊したときは届け出をしてください!

ID 1002766

家屋にかかる固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在で『家屋課税台帳』に登録されている所有者に対し課税されます。

家屋を取り壊した場合は、必ず年内に届け出をしてください。届け出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。 ※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届け出不要

▼税務課

☎ 23-3510 FAX 23-0180



個人事業税第二期分の納期限は11月30日(日)です

第二期分の納付書は、8月に県からお送りした納税通知書に同封されています。最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。

▼東三河県税事務所課税第一課

☎ (0532)35-6127



田原市議会第4回定例会 を開催

本会議の一般質問の映像は、ティーズおよびパソコン、スマートフォン、タブレットなどご覧いただけます。

◎議会開催予定表

月日	会議名	場所
11月 30日(日)	本会議(議案説明、一部採決)※1	議場
12月 3日(水)	本会議(一般質問)	議場
12月 4日(木)	本会議(一般質問、質疑、委員会付託)	議場
12月 8日(日)	文教厚生委員会 総務産業委員会※2	第2委員会室
12月 9日(月)	予算決算委員会	第2委員会室 (または講堂)
12月 15日(日)	本会議(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決)	議場

時間はいずれも午前10時から  
ただし、※1は午後3時から、※2は午後1時30分から

▶田原市議会事務局 ☎23-3533

田原市議会 <http://www2.city.tahara.aichi.jp/gikai/>

「たはら暮らし」の魅力  
写真で発信中!

本市ではインスタグラムに公式アカウント「tahara\_kurashi(たはら暮らし)」を開設しています。

「たはら暮らし」には、私たちが日頃目にしている市内の風景や暮らしの1コマ、地域のイベントなどの写真を投稿しています。

また、キーワードで写真が集まるインスタグラムの仕組みを利用し、市アカウントの閲覧登録者に「#たはら暮らし」のキーワードを付けた投稿を呼び掛けています。

あなたの知らない田原市を発見できるかもしれません。ぜひ、のぞいてみてください。

▶広報秘書課 ☎22-0138

ID1004334

